

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

令和2年12月11日に開催した京都市環境影響評価審査会での意見（追加意見を含む。）及び意見を踏まえた答申案を下表に取りまとめた。

環境要素等		第2回審査会での主な意見	答申案
全 般 的 事 項	環境要素	○ 廃棄物について残土だけ記載されているが、校舎の解体の際にアスベストに対する考慮はしなくてもよい。法に基づいて対応をお願いしたい。	○ 既設建物の解体工事において、アスベスト含有建材が確認された場合は関係法令に基づき適正に撤去及び処分を行うこと。
	複 数 案	(特になし)	
	そ の 他	○ 9年間を通した一貫教育の長所と短所、特に短所とその対策といった学習環境の配慮に関する検討も重要である。 ○ 大人目線としての「安心・安全な地域の防災拠点となる学校づくり」のみならず、「児童・生徒の安心・安全な学習環境」への配慮がまず重要である。	○ 多様な特性を持つ児童・生徒の安心・安全かつ良好な通学・学習環境を確保するよう万全を期すこと。 ○ 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。
騒音・振動		○ 静かで安全な学習環境をどのように保つのか。 ○ グラウンドからの砂ぼこりや騒音の影響について、西側の中高層住宅等への配慮をお願いしたい。 ○ 中庭の北側の室外機置き場について、外部の住民に対して騒音対策は十分であるが、逆に子どもたちに対する騒音の影響はどのような対策がされるのか。 ○ 道路に面していることについて、今後開発が進むことにより道路の交通量が増えてくる可能性はない	○ 静かな学習環境を確保できるよう、空調設備による学習環境への影響に配慮するとともに、今後の交通量の変化も考慮した道路交通騒音による学習環境への影響に配慮すること。 ○ グラウンド、体育館等における騒音や砂ぼこりの発生について、近隣の住宅への配慮を検討すること。

	か。もし増える可能性があれば、それを踏まえた上で検討いただきたい。 ○ 北側の住宅地への体育館からの騒音の影響は大丈夫なのか。	
その他	○ 校区の大きさや範囲は、環境影響評価を行う際に不可欠な重要資料である。学校から校区内の通学最遠地点までの距離等が推定できる地図をつけるべきではないか。	○ 統合後の学校の建設に関する事項のみならず、通学区の広がりや統合される学校からの通学路の変化が分かる図を明示するとともに、統合される学校の施設や設備を引き続き教育活動に利用する場合はその内容など、一連の学校統合による影響の全体像が理解できるよう配慮書に記載すること。
	○ 通学にあたりあまり交通の便が良くない。工事中、供用後ともに交通安全の面での配慮を十分考えていただきたい。 ○ 通学路についても検討しているとの説明があったが、配慮書案には交通安全、事故対策（とりわけ身体障害者等）などについても、学習環境の一部として十分検討し記載する必要がある。	○ 多様な特性を持つ児童・生徒の安心・安全かつ良好な通学・学習環境を確保するよう万全を期すこと。（再掲）
	○ 統合後のグラウンド面積は小・中学生の体育授業、クラブ活動、遊び等の場としては狭過ぎるといわざるを得ない。新設地に隣接している中学校グラウンドを使用する予定であれば、その旨を配慮書に明記することが望まれる。	○ 統合後の学校の建設に関する事項のみならず、通学区の広がりや統合される学校からの通学路の変化が分かる図を明示するとともに、統合される学校の施設や設備を引き続き教育活動に利用する場合はその内容など、一連の学校統合による影響の全体像が理解できるよう配慮書に記載すること。（再掲）